

燕市国民健康保険税条例の一部改正について

燕市国民健康保険税条例（平成18年燕市条例第63号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月16日から同月31日まで

第2期 8月16日から同月31日まで

第3期 9月16日から同月30日まで

第4期 10月16日から同月31日まで

第5期 11月16日から同月30日まで

第6期 12月16日から同月25日まで

第7期 翌年1月16日から同月31日まで

第8期 翌年2月16日から同月末日まで

第9期 翌年3月16日から同月31日まで

第14条及び第15条を次のように改める。

第14条 削除

第15条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の燕市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。